

第4章 教育施設の認定

(申請条件)

第10条 教育施設の認定を申請する診療施設は次の各号の条件をすべて満たしていることが必要である。

- ① 総合病院またはこれに準ずる病院およびリウマチ専門病院
- ② リウマチ性疾患が年間100症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎を30症例以上含む）以上あること
- ③ 研修環境が総合的に整備されていること
- ④ 指導医1名以上、または専門医2名以上が勤務していること。なお、専門医1名は定期的に勤務する非常勤を含めることができる
- ⑤ リウマチ学に関連する教育が定期的に行われていること

(認定委員)

第11条 理事長は、教育施設を認定する委員（以下「施設認定委員」という。）を評議員のなかから選任する。

(申請手続き)

第12条 教育施設の認定を申請する診療施設長は、次の申請書類を教育施設認定委員会に提出しなければならない。

- ① 教育施設認定申請書（様式1）
- ② 診療施設内容説明書（様式2）
- ③ 指導医及び専門医の勤務証明書（様式3）
- ④ 研修計画書（第7章）（様式4）

(教育施設の認定)

第13条 教育施設認定委員会は毎年1回申請書類によって審査し、教育施設の認定を行う。

第14条 教育施設として認定される診療施設に対して、理事会の議を経て、理事長が教育施設認定証を交付する。

2. 本証の有効期間は3年とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

第7章 教育施設における研修計画

(研修の実施)

第20条 各教育施設は、研修カリキュラムに従い、当該施設における専門医研修計画（以下「研修計画」という。）を立案し、これを実施する。

2. 教育施設における専門医研修計画は研修カリキュラムに従い、リウマチ性疾患の診療研究のための知識、技能、態度の習得を目的として作られるものとする。

(計画の作成)

第21条 研修計画は研修カリキュラムに従い、教育施設の指導医または専門医が編成し作成する。

- ① 教育施設および認定を受けた関連施設において、入院患者の診療に通算5年以上従事し、かつ定期的に外来診療に従事する。
- ② リウマチ学全般について研修する。

(研修内容)

第22条 教育施設研修期間中に研修カリキュラムによる診療経験として次のものを含める。

- ① 入院患者はリウマチ性疾患、原則として40症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎10症例以上を含む）以上を受持ち、その診療を行うこと。
- ② 外来患者はリウマチ性疾患100症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎30症例以上を含む）以上を経験すること。
- ③ リウマチ性疾患の外科的治療に関しては、教育施設で研修すること。
- ④ 他領域ローテーション研修（内科系医師の外科領域ローテーション研修、外科系医師の内科領域ローテーション研修）においては、教育施設で研修すること。

(会議の招集)

第23条 専門医制度委員会は、各教育施設における研修状況について討議し、本制度の運営に関する意見をきくため、施設責任者による会議を招集することができる。

*第21条第1号及び第22条第3号並びに同4号の規程は、2013年度定時社員総会で承認を受け、同年5月1日から施行、2016年5月1日から適用する。

**第22条第1号は、2024年度定時社員総会で承認を受け、同年5月1日から施行、2024年度募集から適用する。